

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年6月26日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

1 許可番号

平成15年4月9日 長野県長野地方事務所指令14長地建第17-8号

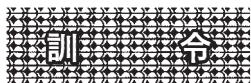
2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市墨坂2-1468-1の内、1469-2、1469-3の内、1469-4、1470-1、1471-1の内、1471-4、1474-2、1476-1、1477-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字墨坂2-1-8 田幸ちよ子、田幸俊季

建築管理課

**長野県公営企業訓令第4号**

長野県企業局の組織に関する規程に定める本庁の課における兼務に関する規程（昭和60年長野県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正します。

平成15年6月26日

長野県公営企業管理者 古林弘充

本則の表中「考查相談員」を「職員相談員」に改める。

総務課